

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 1 日
担 当 課	総務部 DX 推進課

契約業者名・住所	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
工事等の名称	市民スマホ活用講座実施委託
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	(大分類) その他委託 (中分類) その他
工事等期間	令和 8 年 6 月 23 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
契約金額	4, 9 5 0, 0 0 0 円
工事等の概要	「市民スマホ活用講座実施委託」は松戸市行政デジタル化ビジョン第二版の「3 つの基本方針」、「5 つの基本的な考え方」及び「今後の重点施策」に基づくデジタルデバйд対策に係る取組として、スマートフォンの活用により市民の生活が便利となり、デジタル化が進む行政サービスの活用の促進を目的に、市民センター等で市民向けのスマホ活用講座を実施するものである。 なお、本委託による講座の対象者はスマホを所持していない、または所持しているものの活用できていない市民であり、講座内容は「基本的な使い方」や「松戸市の行政サービスの利用」を予定している。

随意契約の理由	ソフトバンク株式会社は、令和 4 年 4 月 21 日に締結した「松戸市行政デジタル化ビジョンに係るデジタルデバイド等に関する協定」により、市内のソフトバンクショップにて市の事業として無料でスマホ講座を実施している。講師は、ソフトバンクの制度により研修・試験を経て資格認定を受けたサポート専任スタッフの「スマホアドバイザー」が担当し、また、松戸市独自のカリキュラムとして、「松戸市公式ホームページの活用」と「松戸市公式 SNS の活用」を実施している。令和 5 年度は約 7,100 名、令和 6 年度は約 7,400 名、令和 7 年度は約 8,300 名が受講しており、この状況を踏まえ、ショップに来られない市民に対しても同様の講座を実施する必要がある。 ソフトバンク株式会社に委託することで、すでにショップで実績のある講座内容を実施でき、さらに、集合講座受講後のサポートとして、既存のショップでの講座を活用することで、継続した活用促進のサイクルを効果的に作ることが可能となる。また、ショップでの講座の実施を通して、適切な個人情報の管理体制を確認している。 他の事業者へ委託した場合、松戸市に合わせた、ショップでの講座と整合のとれた講座内容について一から作成する必要がある、その作業に係る期間や費用が増加することが予想される。また、集合講座とショップでの講座との円滑な連携が図れず、効果的なサイクルの構築が困難となる。 従って、「市民スマホ活用講座実施委託」に係る性質及び目的が、競争入札に適しないものと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、ソフトバンク株式会社を契約相手方として、随意契約することが、妥当且つ適法であると思料する。 また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積を徴するものとする。
----------------	--